

第二章 物品の貿易

第A節 一般規定及び物品の市場アクセス

第二・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「領事手続」とは、他の締約国の領域への輸出を予定している締約国の産品について、領事送状又は領事査証（商業送状、原産地証明書、積荷目録、荷送人輸出申告その他の全ての税関書類であつて、輸入の際に又は輸入に関連して必要となるものに対するもの）を取得することを目的として、まず、輸出締約国の領域において輸入締約国の領事の監督を受けるために提出しなければならないとの要件をいう。

(b) 「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

- (i) 千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金
- (ii) 千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定

に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(c) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d) 「免税」とは、関税の免除をいう。

(e) 「輸入許可手続」とは、輸入締約国の領域への輸入に先立ち当該輸入締約国の関係行政機関に対する申請書その他の書類（通関のために一般的に要求されるものを除く。）の提出を要求する行政上の手続をいう。

(f) 「原産品」とは、次章（原産地規則）の規定に従って原産品とされる産品をいう。

第二・二条 適用範囲

この章の規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、締約国間の物品の貿易について適用する。

第二・三条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇

各締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他の締約国の産品に対して内国民待遇を

与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二・四条 関税の引下げ又は撤廃

1 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の自国の表に従って、他の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。

2 他の締約国の原産品は、締約国における当該原産品に対する実行最恵国税率が附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の当該締約国の表に定める関税率よりも低い場合には、世界貿易機関設立協定に従って、輸入の時に当該実行最恵国税率の対象となるものとする。各締約国は、輸入者が輸入の時に低い方の税率を要求しなかった場合には、自国の法令に従い、当該輸入者が産品について超過して徴収された関税の還付を申請することができることを定める。

3 第四・五条（透明性）1(b)の規定を適用するほか、各締約国は、自国の実行最恵国税率の変更及び1の規定に従って適用される最新の関税率を、実行可能な限り速やかに、遅くともその適用の日までに公に利用可能なものとする。

第二・五条 関税に係る約束の繰上げ（注）

注 この条の規定は、この協定に基づく関税に係る約束についてのみ適用する。

1 この協定のいかなる規定も、締約国が、附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束を繰り上げ、又は改善するため、第二十・四条（改正）の規定に従ってこの協定を改正することを妨げるものではない。

2 二以上の締約国（注）は、相互の同意に基づき、附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束の繰上げ又は改善について協議することができる。関税に係る約束の繰上げ又は改善を行うことについての当該二以上の締約国間の合意は、第二十・四条（改正）の規定に従い、附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の当該二以上の締約国の表の修正を通じて実施される。当該関税に係る約束の繰上げ又は改善は、全ての締約国に及ぼされるものとする。

注 この2の規定の適用上、「二以上の締約国」とは、全ての締約国ではなく、一部の締約国をいう。

3 締約国は、いつでも、附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束の一方的な繰上げ又は改善を行うことができる。当該関税に係る約束の一方的な繰上げ又は改善は、全ての締約国に

及ぼされるものとする。当該締約国は、新たな特惠的関税率が効力を生ずる前に実行可能な限り速やかに、他の締約国に通報する。

4 締約国による3に規定する関税に係る約束の一方的な繰上げ又は改善の後、当該締約国は、附属書I（関税に係る約束の表）の自国の表に定める当該年の特惠的関税率を超えない水準まで自国の特惠的関税を引き上げることができる。当該締約国は、新たな特惠的関税率が効力を生ずる日を、当該日の前に実行可能な限り速やかに、他の締約国に通報する。

第二・六条 関税率の差異

1 関税率の差異（注）の対象となる全ての原産品は、輸出締約国がRCEP原産国である場合に限り、輸入締約国が附属書I（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束に従って輸入の時に当該輸出締約国の原産品について適用する関税上の特惠待遇を受ける。

注 締約国は、「関税率の差異」とは、輸入締約国が同一の原産品について適用する異なる関税上の待遇をいうものと了解する。

2 原産品のRCEP原産国は、当該原産品が第三・二条（原産品）の規定に従って原産品としての資格を取得した締約国とする。同条(b)の規定に関しては、原産品に対して5に規定する軽微な工程以外の生産工

程が輸出締約国において行われた場合に限り、当該原産品の R C E P 原産国は、当該輸出締約国とする。

3 2の規定にかかわらず、輸入締約国により附属書 I（関税に係る約束の表）の自国の表の付録に特定された原産品については、当該原産品が当該付録に定める追加的な要件を満たす場合に限り、R C E P 原産国は、輸出締約国とする。

4 2及び3の規定によって原産品の輸出締約国が R C E P 原産国であると決定されない場合には、当該原産品の R C E P 原産国は、輸出締約国における当該原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のもを提供した締約国とする。この場合において、当該原産品は、R C E P 原産国のその原産品について適用される関税上の特惠待遇を受ける。

5 2の規定の適用上、「軽微な工程」とは、次の工程をいう。

- (a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- (b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
- (c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破碎、曲げること、巻くこと又はほぐくことから

成る単純な（注）処理

注 この5の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

- (d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

- (e) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

- (f) 生産品の部品への分解

- (g) 動物をとさつする工程（注）

注 この5の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。

- (h) 塗装及び研磨の単純な工程

- (i) 皮、核又は殻を除く単純な工程

- (j) 産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）

- (k) (a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ

6 1及び4の規定にかかわらず、輸入締約国は、輸入者に対し、次のいずれかの関税上の特惠待遇を要求

することを認める。

(a) 輸入締約国が、原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品について適用する各関税率のうち最も高い関税率。ただし、当該輸入者がその要求を証明することができる場合に限る。原産材料とは、最終的な産品の原産品としての資格の要求において考慮された原産材料のみをいう。

(b) 輸入締約国が、締約国からの同一の原産品に適用する各関税率のうち最も高い関税率

7 第二十・八条（一般的な見直し）の規定にかかわらず、締約国は、この条の要件並びに附属書 I（関税に係る約束の表）の締約国の表の付録に定める品目数及び条件を削減し、又は撤廃するため、この協定が効力を生ずる日から二年以内に、及びその後は三年ごとに又は締約国間の合意に従って、この条の規定の見直しを開始する。

8 7の規定にかかわらず、締約国は、附属書 I（関税に係る約束の表）の自国の表の付録に関し、他の国又は独立の関税地域がこの協定に加入する場合において同付録の改正（同付録に定める追加的な要件の改正を含む。）を行う権利を留保する。その改正は、全ての締約国の合意を条件とするものとし、第二十・

四条（改正）及び第二十・九条（加入）の規定に従って効力を生ずる。

第二・七条 物品の分類

締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第二・八条 関税上の評価

千九百九十四年のガット第七条の規定並びに関税評価協定第一部及び関税評価協定附属書一の解釈のための注釈の規定は、締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二・九条 通過物品

各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定及び貿易円滑化協定の関連規定に従い、他の締約国からの通過物品又は他の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

第二・十条 産品の一時輸入

1 各締約国は、次の全ての要件を満たす場合には、自国の法令の定めるところにより、輸入税の納付について条件付で全額の又は部分的な免除を受けて産品が自国の関税領域に持ち込まれることを認める。

(a) 当該産品が特定の目的のために自国の関税領域に持ち込まれること。

(b) 当該産品が特定の期間内に再輸出されることが予定されること。

(c) 当該産品を使用することによる通常の価値の低下及び消耗を除くほか、当該産品にいかなる変更も加えられていないこと。

2 各締約国は、関係する者の要請があつた場合において、自国の税関当局が正当と認める理由があるときは、1に規定する一時免税輸入の期間制限を最初に定めた期間を超えて延長する。

3 いずれの締約国も、1に規定する産品の一時免税輸入の条件として、次のこと以外を要求してはならない。

(a) 当該産品が、専ら他の締約国の国民若しくは居住者によつて、又はこれらの者自身の監督の下において、これらの者の業務活動、営業、職務又はスポーツを遂行するために用いられること。

(b) 当該産品が、自国の領域にある間は販売されず、又は賃貸されないこと。

(c) 当該産品が、輸入又は最終輸入の際に課されることとなる関税、租税、手数料及び課徴金の額を超えない額の担保又は保証（輸出の際に返還されるもの）を伴っていること。

(d) 当該産品が、輸出入に際してその同一性を確認することができものであること。

(e) 当該産品が、(a)に規定する者の出発に際して又は一時輸入の目的に関連する自国が定める期限（延長される場合を除く。）までに輸出されること。

(f) 当該産品が、予定される用途のための合理的な数量を超えて輸入されないこと。

(g) 当該産品が、自国の法令に従って自国の領域に輸入可能であること。

4 締約国は、自国が3の規定に基づいて課する条件が満たされなかった場合には、自国の法令に定める他の課徴金又は罰金に加えて、産品に通常課されるであろう関税その他課徴金を課することができる。

5 各締約国は、この条の規定に基づいて一時輸入された産品が、輸入を認めた税関が所在する場所（注）以外の税関が所在する場所から再輸出されることを認める。

注 ラオスについては、「税関が所在する場所」とは、国際税関が所在する場所をいう。

第二・十一条 コンテナー及びパレットの一時輸入

1 各締約国は、自国の法令又は自国が締結している関連する国際協定の定めるところにより、国際運輸において産品の輸送に用いられており、又は用いられるコンテナー及びパレットについて、その原産地のいかなるかを問わず、一時免税輸入を認める。

(a) この条の規定の適用上、「コンテナ」とは、リフトバン、可搬タンクその他これらに類する構造の輸送機器であつて、次の全ての条件を満たすものをいう。

(i) 全体又は一部が区切られて産品を収納するための区画室を構成していること。

(ii) 恒久的性質を有しており、反復使用に適するほど堅ろうであること。

(iii) 運送の途中の詰替えなしに一又は二以上の輸送方式で行う産品の運送を容易にするため特に設計されていること。

(iv) 迅速な取扱い（特に一の輸送方式から他の輸送方式への切替え）が可能であるように設計されていること。

(v) 詰込み及び取出しが容易であるように設計されていること。

(vi) 一立方メートル以上の内容積を有すること。

「コンテナ」には、これとともに輸送される場合には、コンテナの附属品及び備品（当該コンテナの型式に適するもの）を含む。「コンテナ」には、車両、車両の附属品若しくは予備部品、包装又はパレットを含まない。「分解可能なもの」は、コンテナとみなす。

(b) この1の規定の適用上、「パレット」とは、そのデッキ上で一定数量の産品を輸送のため又は機械器具の補助を得た取扱い若しくは積重ねのために単位数量の積荷にまとめることができる装置をいう。この装置は、二のデッキ（支持材によって区切られているもの）又は一のデッキ（脚で支えられているもの）から成るものであり、その全体の高さは、フォークリフト又はパレットトラックによる取扱いに適合する最低限のものである（上部構造物を伴うかどうかを問わない。）。

2 第八章（サービスの貿易）及び第十章（投資）の規定に従うことを条件として、1の規定により一時輸入が認められたコンテナに関しては、次のとおりとする。（注）

注 この2のいかなる規定も、第十七・十二条（一般的例外）又は第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定に基づいて措置を採用し、又は維持する締約国の権利に影響を及ぼすものではない。

(a) 各締約国は、他の締約国の領域から自国の領域に入国した国際運輸で用いられるコンテナが、その経済的かつ迅速な出発に合理的に関連を有する経路により自国の領域から出国することを認める。（注）

注 この(a)のいかなる規定も、締約国が、高速道路及び鉄道の安全若しくは保安のための一般に適用される措置を採用し、若しくは維持することを妨げ、又は自国が税関が所在する場所を有しない地点からコンテナが自国の領域に入国し、若しくは自

国の領域から出国することを防止することを妨げるものと解してはならない。締約国は、他の締約国に対し、自国の法令に従ってコンテナの出国に利用可能な場所の一覧を提供することができる。

(b) いずれの締約国も、コンテナが到着する場所と出発する場所の相違のみを理由として、担保を要求し、又は罰金若しくは課徴金を課してはならない。

(c) いずれの締約国も、コンテナの自国の領域への入国に関連して課する担保の免除について、当該コンテナが特定の出発する場所から出国することを条件としてはならない。

(d) いずれの締約国も、他の締約国の領域から自国の領域にコンテナを運ぶ運送手段が、他の締約国の領域に向けて当該コンテナを運ぶ運送手段と同一であることを要求してはならない。

第二・十二条 商品価値のない見本の免税輸入

各締約国は、他の締約国の領域から輸入された商品価値のない見本に対し、その原産地のいかんを問わず、自国の法令に従って免税輸入を認める。

第二・十三条 農業輸出補助金

1 締約国は、二千十五年十二月十九日にナイロビで採択された二千十五年十二月十九日の輸出競争に関する

る閣僚決定（文書番号WT/MIN（一五）／四五及び文書番号WT/L／九八〇）において行った約束（農産品に関する輸出補助金について予定されている権利の撤廃を含む。）を再確認する。

2 締約国は、農産品に関する輸出補助金を多数国間において撤廃するという目的を共有するとともに、当該輸出補助金のあらゆる形態の再導入を防止するために協力する。

第二・十四条 関税に係る約束の表の置換え

各締約国は、統一システムの定期的な改正の後に附属書I（関税に係る約束の表）を改正された統一システムの品目表により実施するために行われる同附属書の自国の表の置換えが、同附属書に定める関税に係る約束を損なうことなく行われることを確保する。

第二・十五条 譲許の修正

締約国は、自国の関税に係る約束を実施するに当たり予見されなかった困難に直面する例外的な状況において、利害関係を有する他の全ての締約国の合意により、かつ、RCEP合同委員会の決定により、附属書I（関税に係る約束の表）の自国の表に定める譲許を修正し、又は撤回することができる。当該合意に達するため、自国の譲許を修正し、又は撤回しようとする締約国は、RCEP合同委員会に通報し、及び利害関

係を有する締約国と交渉する。その交渉において、自国の譲許を修正し、又は撤回しようとする締約国は、当該交渉の前にこの協定に定める水準よりも他の全ての利害関係を有する締約国の貿易にとって不利でない相互的かつ互恵的な譲許の水準（他の産品に関する補償的調整を含むことができる。）を維持する。当該交渉の相互に合意された結果（補償的調整を含む。）は、第二十・四条（改正）の規定に従い、同附属書に反映される。

第B節 非関税措置

第二・十六条 非関税措置の適用

1 締約国は、世界貿易機関設立協定又はこの協定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合を除くほか、他の締約国の産品の輸入又は他の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出について、非関税措置を採用し、又は維持してはならない。

2 各締約国は、1の規定に基づき許容される自国の非関税措置の透明性を確保し、及び当該措置が、締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、立案され、採用され、又は適用されないことを確保する。

第二・十七条 数量制限の一般的廃止

1 いずれの締約国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、他の締約国の産品の輸入又は他の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出について、割当てによると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、いかなる禁止又は制限（関税、租税その他課徴金を除く。）も採用し、又は維持してはならない。ただし、世界貿易機関設立協定の関連規定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合を除く。このため、千九百九十四年のガット第十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 締約国は、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に従って輸出の禁止又は制限を採用する場合において、要請があったときは、次のことを行う。

(a) 他の一又は二以上の締約国に対し、当該禁止若しくは制限及びその理由をその性質及び予想される期間と共に通報し、又は当該禁止若しくは制限を公表すること。

(b) 深刻な影響を受けるおそれがある他の一又は二以上の締約国に対し、当該禁止又は制限に関連する事項についての協議のための妥当な機会を与えること。

第二・十八条 非関税措置に関する技術的協議

1 締約国は、自国の貿易に悪影響を及ぼしていると認める措置について、他の締約国との技術的協議を要請することができる。その要請は、書面によるものとし、当該措置と共に当該措置が技術的協議を要請する締約国（以下この条において「要請国」という。）と要請された締約国（以下この条において「被要請国」という。）との間の貿易にどのように悪影響を及ぼすかについての懸念を明確に特定する。

2 1に規定する措置が他の章の規定の対象となる場合には、要請国及び被要請国（以下この条において「協議国」と総称する。）が別段の合意をする場合を除くほか、当該他の章に規定する協議の枠組みが用いられる。

3 2に規定する場合を除くほか、被要請国は、1に規定する書面による要請から百八十日以内に相互に満足すべき解決を得るため、協議国が別段の合意をしない限り、当該要請の受領から六十日以内に要請国に回答し、及び技術的協議を開始する。技術的協議については、協議国が相互に合意する方法によって行うことができる。

4 2に規定する場合を除くほか、技術的協議の要請は、他の全ての締約国に送付される。他の締約国は、

自国の要請に記載する関心事項に基づいて技術的協議に参加することを要請することができる。他の締約国の参加は、協議国の同意を条件とする。協議国は、その要請について十分な考慮を払う。

5 要請国は、事案が緊急であり、又は腐敗しやすい物品に関係すると認める場合には、技術的協議が3に定める期間よりも短い期間内に行われるよう要請することができる。

6 2に規定する場合を除くほか、各締約国は、物品に関する委員会に対し、要請国としてであるか被要請国としてであるかを問わず、この条の規定に基づく技術的協議の利用に関する年次通報を提出する。この通報には、当該技術的協議の進捗及び結果についての概要を含める。

7 この条の規定に基づく技術的協議は、第十九章（紛争解決）の規定又は世界貿易機関設立協定による紛争解決手続に関する締約国の権利及び義務を害するものではない。

第二・十九条 輸入許可手続

1 各締約国は、全ての自動輸入許可手続及び非自動輸入許可手続が、透明性がある、かつ、予見可能な態様で実施され、及び輸入許可手続に関する協定に従い適用されることを確保する。いずれの締約国も、輸入許可手続に関する協定に適合しない措置を採用し、又は維持してはならない。

2 各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日の後速やかに、自国の現行の輸入許可手続について他の締約国に通報する。その通報には、輸入許可手続に関する協定第五条2に規定する情報を含める。締約国は、次の場合には、この2の規定を遵守しているものとみなされる。

(a) 当該締約国が、輸入許可手続に関する協定第四条に規定するWTOの輸入許可に関する委員会（以下この章において「WTOの輸入許可委員会」という。）に対し、輸入許可手続に関する協定第五条2に規定する情報と共に、当該現行の輸入許可手続について通報した場合

(b) 当該締約国が、輸入許可手続に関する協定第七条3に規定する輸入許可手続に関する年次質問書に対する回答としてWTOの輸入許可委員会に対して提出した年次報告であつて、この協定が自国について効力を生ずる日の前の直近のものにおいて、当該現行の輸入許可手続について当該年次質問書により要求された情報を提供した場合

3 各締約国は、新たな輸入許可手続及び自国が現行の輸入許可手続について行った変更について、可能な限り当該新たな輸入許可手続又は当該変更が効力を生ずる三十日前に他の締約国に通報する。締約国は、いかなる場合にも、その公表の日の後六十日以内にその通報を行う。この3の規定に従って行われる通報

には、輸入許可手続に関する協定第五条に規定する情報を含める。締約国は、輸入許可手続に関する協定第五条1から3までのいずれかの規定に従いWTOの輸入許可委員会に対し新たな輸入許可手続又は現行の輸入許可手続の変更を通報する場合には、この3の規定を遵守しているものとみなされる。

4 締約国は、新たな又は変更された輸入許可手続を適用する前に、当該輸入許可手続を政府の公式ウェブサイトにおいて公表する。当該締約国は、可能な限り、当該輸入許可手続が効力を生ずる少なくとも二十一日前にその公表を行う。

5 2及び3の規定に従って要求される通報は、2及び3に規定する輸入許可手続がこの協定に適合しているかどうかについて影響を及ぼすものではない。

6 3の規定に従って行われる通報には、当該通報の対象である手続が次のいずれかに該当する場合には、その旨を明記する。

- (a) 産品に関する輸入許可の条件が当該産品の許容される最終使用者を制限すること。
- (b) 締約国が、産品を輸入する許可を取得する資格として、次のいずれかの条件を課すること。
 - (i) 業界団体の構成員であること。

(ii) 輸入許可の要請について業界団体が許可すること。

(iii) 当該産品又は類似の産品の輸入の実績があること。

(iv) 輸入者又は最終使用者の生産能力の最低基準を満たしていること。

(v) 輸入者又は最終使用者の登録された資本金の最低基準を満たしていること。

(vi) 輸入者と当該締約国の領域にある流通業者との間に契約上の関係その他の関係を有すること。

7 各締約国は、許可を付与する自国の当局が輸入許可の付与又は拒否に当たって用いる基準に関する他の締約国からの全ての妥当な照会に、可能な限り、六十日以内に回答する。輸入締約国は、他の締約国及び貿易業者が輸入許可の付与又は分配の基準を知ることができるように、十分な情報を公表する。

8 いかなる輸入許可の申請も、申請書の基本的な記載内容を変更することとはならない軽微な書類上の誤りを理由として却下されることはない。軽微な書類上の誤りには、形式（余白の幅、使用されるフォント等）の誤り及びつづりの誤り（不正な意図又は甚だしい怠慢によるものでないことが明らかなものに限る。）を含むことができる。

9 締約国は、他の締約国の産品について輸入許可の申請を拒否する場合において、申請者の要請があつた

ときは、当該要請を受領した後合理的な期間内に、当該申請者に対してその拒否の理由に関する説明を提供する。

第二・二十条 輸入及び輸出に関する手数料及び手続

1 各締約国は、千九百九十四年のガット第八条1の規定に従い、自国が輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課する全ての手数料及び課徴金（その性質のいかんを問わず、かつ、輸入税、輸出税、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金その他の内国課徴金、ダンピング防止税及び相殺関税を除く。）が、提供された役務の費用の概算額を限度とし、かつ、国内産品の間接的保護又は輸入若しくは輸出に対する財政上の目的のための課税とならないことを確保する。

2 各締約国は、自国が輸入又は輸出に関連して課する手数料及び課徴金の詳細を速やかに公表し、及びその情報をインターネットにおいて利用可能なものとする。

3 いずれの締約国も、他の締約国の産品の輸入に関連して領事手続（関連する手数料及び課徴金を含む。）を要求してはならない。いずれの締約国も、他の締約国の産品の輸入に関連して提出される税関書類が輸入締約国の海外代理人又は当該輸入締約国のために行動する権限を有する機関によって署名され、認証さ

れ、又は視認され、若しくは承認されることを要求してはならず、また、関連する手数料及び課徴金を課してはならない。

第二・二十一条 分野別の取組

1 締約国は、分野別の問題に関する作業計画を開始することを決定することができる。締約国が当該作業計画を開始することを決定する場合には、物品に関する委員会が当該作業計画を作成し、及び監督する。締約国は、当該作業計画をその開始後二年以内に完了するよう努める。

2 締約国は、全ての締約国の関心を考慮しつつ、1に規定する作業計画に含める分野（締約国がこの協定の交渉の過程において提案した分野及び締約国が特定する他の分野を含む。）を合意する。

3 この条の規定に基づいて開始される作業計画は、次のことのために行われるべきである。

- (a) 問題に関する締約国の理解を促進すること。
- (b) ビジネス関係者その他の関連する利害関係者による寄与を容易にすること。
- (c) 締約国がとり得る行動であって、貿易を円滑にするものを探求すること。

4 物品に関する委員会は、この条の規定に基づいて開始される作業計画の成果に基づいて、RCEP合同

委員会に勧告することができる。